

都市計画法（以下「法」という。）第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定に係る都市計画の案を作成したので、法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、京都市に意見書を提出することができます。

平成18年6月8日

京都市長 榎本 頼兼

1 地区計画の名称

明倫元学区地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

京都市中京区饅頭屋町、七観音町、骨屋町、橋弁慶町、占出山町、烏帽子屋町、鯉山町、山伏山町、菊水鉾町、了頓凶子町、玉蔵町、姥柳町、天神山町、観音堂町、三条町、六角町、百足屋町、西六角町、不動町及び西錦小路町

京都市中京区梅忠町、堂之前町、一蓮社町、元法然寺町、場之町、手洗水町、箒町、柿本町、御倉町、役行者町、衣棚町、町頭町、小結棚町、釜座町、炭之座町及び姉西洞院町並びに下京区函谷鉾町、月鉾町及び郭巨山町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成18年6月8日から平成18年6月22日まで

(注)当該都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び同案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに、〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出して下さい。

(都市計画局都市企画部都市計画課)